

## V 健康・保健の危機管理

### 1 感染症（食中毒を含む）

#### 1. 未然防止

##### ①健康観察

朝の健康観察において欠席理由及び感染症の初期症状がないかを確認する

平時は2時間目開始まで、流行期は8:45までに所定の場所に健康観察簿を提出する。

#### 主な感染症の種類

インフルエンザ 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）  
風疹 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核 溶連菌感染症 結核  
流行性角結膜炎（はやり目） 感染性胃腸炎 マイコプラズマ肺炎  
伝染性紅斑（りんご病） 手足口病

##### ②適切なおう吐処理

各階の男子トイレに嘔吐処理バケツを置く 各教室におう吐用ビニール袋などを置く

校内でおう吐した場合は以下のように対応する

- ・おう吐した児童は保健室につれていく
- ・教室に残っている児童は、できるだけ教室外に移動させ、換気を行い、消毒が完了するまで、その教室を使用しないようにする。消毒は塩素系消毒剤を使用する。
- ・おう吐物を処理する職員は、マスクや使い捨て手袋を使用し、自分への感染を防ぐ。
- ・おう吐物処理終了後、必ず消毒を行い、処理に使用した物品はまとめてビニール袋に入れ、焼却ごみに出す。
- ・おう吐した児童が汚した洋服や物品は校内では洗わず、持ち帰らせる。
- ・手洗いに使用した流し場・トイレは消毒を行う。
- ・処理をした職員は手洗い・うがいを行う。

給食時の対応について

- ・おう吐や下痢のある児童は給食当番に従事させない
- ・おう吐した給食の食器は消毒後廃棄する。食缶は消毒後センターに戻す。

#### 2. 発生時

##### ①出席停止期間の厳守

感染症と診断された児童については、所定の用紙を保護者に渡す。

（職員室・事務室・保健室に保管する）

治癒し、登校する際に用紙の提出を確認し、出席停止を解除する。

##### ②臨時休業の措置

法的な基準はなく、流行の型や、出席児童の状態、時期、曜日などを総合的に考え、学校医の助言を受けて、学校長が最終判断を行う。（通常は欠席者が2割を超えたあたりで検討に入る学校が多い）

## 食中毒を含む集団感染発生時における緊急対応の流れ

